

篠山市立西紀中学校いじめ防止基本方針

平成30年4月2日
篠山市立西紀中学校

1 いじめの防止等のための学校の方針

- (1) いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながらどの生徒にも、どの学校にも起こり得るという認識をもとに、いじめ防止の取組を推進するとともに、いじめを積極的に認知し、その解消を図る。
- (2) いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、いじめ対応チームを中心に学校全体で組織的に対応する。
- (3) 生徒の豊かな人間性・社会性または規範意識が高揚するよう、人権教育、道徳教育をはじめとする教育活動を充実させる。
- (4) 校内研修等を充実させ、教職員がいじめを見抜く資質を向上させる。
- (5) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域、関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織と役割

(1) いじめ対応チームの設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめの防止等の対策のための組織」として、「いじめ対応チーム」を置く。

(2) いじめ対応チームの構成

校長、教頭、生徒指導担当、学年生徒指導担当、学年代表、養護教諭、SC、SSW

(3) いじめ対応チームの役割

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割を担う。
- イ 心の教育相談総合センターの「いじめ未然防止プログラム」の活用等、いじめの対応に関する校内研修等を企画し、教職員の対応能力の向上を図る役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口となる。
- エ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するために中核となる。
- カ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画通り進んでいるかの点検、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなどいじめ防止の取組について検証を担う役割。

3 いじめの未然防止の取組

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。また、生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握し、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
人権教育の充実	いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させ、生命の大切さや人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 ・校長による講話 ・生徒指導担当による講話 ・命の大切さを題材にした授業 ・人権啓発資料を使った授業 ・「きらめき」を使用した授業 ・週1回「人権について」考えをまとめる ・毎週木曜日を「家庭学習の日」として設定する。
道徳教育の充実	未発達な考え方や道徳的判断力の低さ、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生する「いじめ」に対し、考え、議論する道徳の授業を通して、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・「私たちの道徳」「心かがや く」を使用した道徳の授業 ・全校道徳の実施
体験教育の充実	生徒が自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・トライやる・ウィークの充実 ・トライやるアクションの充実 ・修学旅行 ・わくわくオーケストラ ・スキー学校
コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実	日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を増やし、豊かな人間関係を築く。	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な授業の中で、エンカウンターグループ、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング等を取り入れる。
生徒が自ら主体的に行う取組の充実	生徒会活動、部活動等を通して、生徒が主体的に活動する場を充実し、人間関係を豊かにしていく。考え、議論すること等、取組の充実を図ることを通じいじめに正面から向き合うことができるように工夫する。	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生歓迎会 ・体育祭、文化祭での取組 ・生徒会委員会活動 ・教科系の活動
ボランティア活動の充実	人の役に立つことで自己肯定感を高め、相手を思いやる心を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュニアボランティア参加 ・アロマボランティア ・その他各種ボランティアへの参加
インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	インターネット上のいじめによる多大な被害の可能性や一つの行為が刑法上、民事上の責任に発展しかねないことについても理解を深める	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル教育の推進 ・特別の教科道徳の教科書の活用 ・情報モラル等についての啓発資料の配布 ・専門家を活用した講演会の実施

4 いじめの早期発見の取組

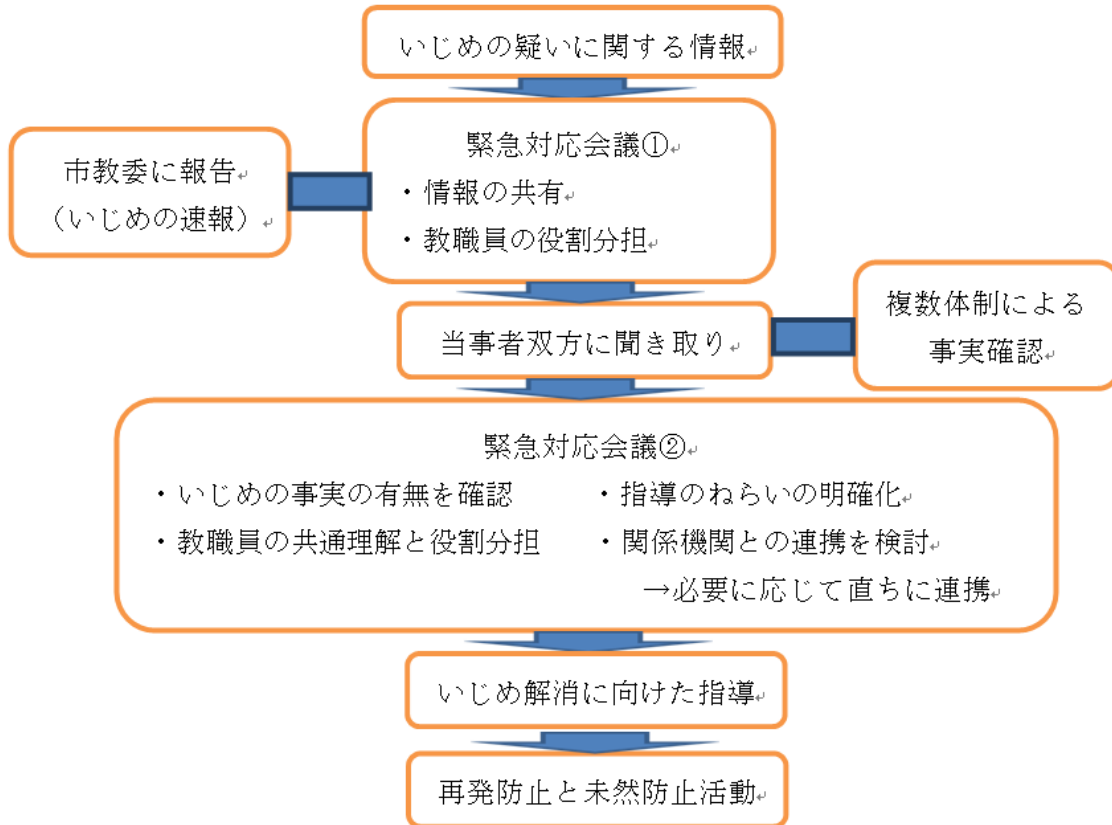
日頃から教職員と生徒との信頼関係を築き、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を高める。また、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、教職員全体で生徒の情報を共有しながら保護者、地域と連携を密にし、いじめの早期発見に取り組む。

取組	ねらい	具体的な内容（時期・回数等）
日々の観察	「生徒がいるところに、教師がいる」ことを目ざし生徒たちと共に過ごす時間を積極的に設ける。また、生活ノート等を通して日頃から教師と生徒や保護者との信頼関係を築く。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ノートの活用 ・休み時間等の生徒の様子観察の徹底 ・いじめ早期発見のためのチェックリストの活用
教育相談 (学校カウンセリング)	日常生活の中での教師からの声かけ、また、生徒から気軽に相談できる環境を作る。	<ul style="list-style-type: none"> ・学年全体の取り組みとして、教育相談週間の設定（学期に 1, 2 度） ・必要に応じた教育相談（随時）
いじめ実態調査アンケート	いじめの早期発見に向けて記名式で取り組む。アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・学期に1回以上の実施
SCによる啓発及び教育相談活動	生徒に悩みや相談がある場合、気軽にSCとの教育相談ができる環境を整える。	<ul style="list-style-type: none"> ・SCによる教育相談活動 ・SCによる生徒の様子観察 ・SCと保護者との教育相談の啓発 ・SCによる生徒へのグループ面接の実施

5 いじめの早期対応の取組

いじめの兆候を発見したときに、問題を軽視することなく、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導が行えるよう、早期に適切な対応を組織的に取り組む。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめが起きた場合の対応

ア いじめられた生徒に対して

○生徒に対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

○保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で子どもの変化に注意し、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

イ いじめた生徒に対して

○生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導する。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

○保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、具体的な行為・言動の事実を伝える。いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

ウ 周りの生徒たちに対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやし立てる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 継続した指導

- ・ いじめが解消したと見られる場合（少なくとも3ヶ月を目安）でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・ 教育相談、生活ノートなどで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒も双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを確認し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。
- ・ いじめが「解消している」状態とは、少なくともいじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）といじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないことが満たされている状態のことをいう。

6 重大事態への対処

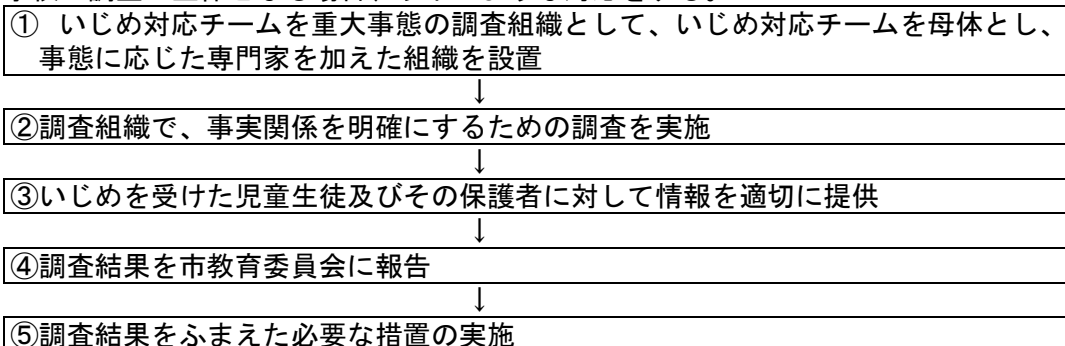
(1) 重大事態の意味

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合等
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※ 重大事態は、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。
 - ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときも、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の報告・調査

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生を報告する。

学校が調査の主体となる場合、以下のような対応をする。



7 いじめの防止に係る年間計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	いじめ対応チーム会議 職員研修①（いじめ未然防止に向けて） 年間計画立案	新入生歓迎レクレーション 生徒指導担当による講話 情報モラル講演会	生活ノート点検 教育相談週間 家庭訪問
5	いじめ対応チーム会議	校長講話 修学旅行	いじめアンケート① 生活ノート点検 SCによるグループ面接
6	いじめ対応チーム会議 職員研修②（カウンセリングマインドⅠ）	トライやる・ウィーク アロマボランティア	生活ノート点検 教育相談週間 PTA親子活動
7	いじめ対応チーム会議	情報モラル講演会 生徒指導保護者向け研修会 アロマボランティア	生活ノート点検 保護者懇談 PTA親子活動
8	職員研修③（いじめの早期発見について）	ジュニアボランティア参加 デカンショ祭ボランティア参加	夏祭り補導 PTA親子活動
9	いじめ対応チーム会議 学校評価（中間評価）	体育祭 全国車イスマラソンボランティア参加 生徒指導担当による講話 アロマボランティア	生活ノート点検 教育相談週間
10	いじめ対応チーム会議	アロマボランティア 文化祭	いじめアンケート② 生活ノート点検
11	いじめ対応チーム会議 職員研修④（カウンセリングマインドⅡ）	全校道徳 人権講演会 アロマボランティア	生活ノート点検 教育相談週間
12	いじめ対応チーム会議	生徒指導担当による講話 情報モラル講演会 いじめ防止標語応募 アロマボランティア わくわくオーケストラ	生活ノート点検 保護者懇談
1	いじめ対応チーム会議 職員研修⑤（いじめの早期対応について）	進路・生き方について学ぶ（道徳） スキー学校 アロマボランティア	生活ノート点検
2	いじめ対応チーム会議 1年間のまとめ・成果と課題の検証 学校評価と公表	卒業にむけて（学活・道徳） アロマボランティア	いじめアンケート③ 生活ノート点検 教育相談週間
3	いじめ対応チーム会議	愛校作業 情報モラル講演会 ABCマラソンボランティア	生活ノート点検

「いじめゼロ宣言」

いじめは重大な人権侵害で、人として決して許されない行為です。
いじめゼロの学校にするために次のことを宣言します。

1 いじめをしない

- ・相手の気持ちを最大限に尊重します。
- ・長所や短所があるということを大前提として友だちや相手のことを理解して、受け入れる努力をします。

2 いじめを見逃さない

- ・いじめを見て見ぬふりはしません。
- ・自分には関係ないで終わらせません。
- ・いじめを許さないと行動で示します。

3 いじめを許さない

- ・誰もが自分の個性を生かせる学校・学級にしていきます。
- ・友だちや周りに流されない強い心を持ちます。

平成29年12月15日 西紀中学校生徒会

西紀中学校 情報機器の取り扱いについてのルール

1. 情報機器の使用は22時まで
2. 使用時間は2時間以内
3. 自分の情報や他人の情報を漏らさない
4. 知らない人と連絡を取り合わない
5. テスト1週間前はLINEやメールを返さなくてもよい

平成27年12月14日 西紀中学校生徒会

〈いじめの定義〉

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

〈いじめ基本認識〉

- ① いじめはどの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その様態により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に接触する。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

